

指定管理委託料の精算、事業収益について

< 1. 指定管理委託料の精算について >

管理委託料確定額の算定式

管理委託料確定額＝

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{維持管理直接経費} \\ \text{(需用費、役務費、} \\ \text{物件費、など)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{利用料収入} \\ \text{(支援施設のみ)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{利用者負担諸収入} \\ \text{(水道光熱費など)} \\ \hline \end{array}$$

※毎年度の終了後2カ月以内に精算する。

※精算により生じた管理委託料の余剰分は市へ返還する。

※精算により支出が収入を上回る場合は、指定管理者の負担とする。

< 2. 事業収益について >

①収入

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{利用料収入} \\ \text{(支援施設以外)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{自主事業収入} \\ \hline \end{array}$$

②支出

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一般管理費等} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{自主事業支出} \\ \text{(事業費)} \\ \hline \end{array}$$

①収入－②支出が収益となるが、収益の取扱いについては、選定後の協議事項とする。
(現指定管理者においては1/2を利益とし、残り1/2を市へ納入している。)